

(案)

医対第〇〇〇〇号

令和6年〇月〇日

厚生労働省医政局医事課長 様

大阪府医療対策協議会会長

医師臨床研修における広域連携型プログラムに関する要望

令和5年10月4日に開催された令和5年度第3回医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において示された、広域連携型プログラムに関する案に対して、令和5年12月27日付け医対第2395号により大阪府医療対策協議会会長から貴局医事課長あてに「医師臨床研修における広域連携型プログラム枠（仮称）に関する要望」を提出させていただいたところです。

その後、令和6年3月25日に医道審議会医師分科会医師臨床研修部会報告書において、プログラムの方向性が示されましたが、府内臨床研修病院への影響が大きいことが想定されることから、大阪府から府内臨床研修病院のプログラム責任者にアンケート調査※を実施しましたところ、多数のプログラム責任者から、短期間かつプログラム定員数が不確定な中でプログラム作成を進めるは困難といった声が挙がりました。※別添「広域連携型プログラムに関するアンケート結果」参照

つきましては、制度詳細の検討にあたり、以下についてご配慮いただくことを要望します。

1. 新規の研修プログラム作成にあたっては、1年から2年程度の期間を要するとの意見が大多数であり、未だプログラムの定員数や制度の詳細が確定していない中、プログラムの届出期限（令和7年4月）までに臨床研修病院がプログラム作成することは非常に困難であるため、令和8年度研修開始分からの制度の導入は見送ること。
2. 広域連携型プログラムは、臨床研修医にとって不本意な研修を強いられることが想定されるため、募集定員上限の範囲内で運用しないこと。
3. 仮に、募集定員上限の範囲外で広域連携型プログラムを運用する場合でも、臨床研修医の希望を第一に考えて、プログラムへの参加が事実上強制されることがないようにするとともに、研修医に負担を強いることのないように、また研修医がメリットを感じられる制度にすること。
4. 仮に、募集定員上限の範囲外で広域連携型プログラムを運用する場合でも、国がその意義や効果を明確に示すこと。また、制度の導入にあたっては、医療機関や都道府県任せにすることなく、医療機関同士のマッチングや、研修プログラムの内容や指導体制といった研修の質の担保などにおいて、国が主導的な立場で進めるとともに、医師少数県又は医師中程度県の医師少数区域に所在する臨床研修病院で研修を行うことで生じる経費について、支援策を講じること。
5. 仮に、令和8年度研修開始分から、プログラムを運用する場合でも、プログラムの作成が可能な医療機関のみを対象にしたモデル実施とすること。

大阪府 健康医療部 保健医療室 医療対策課
医療人材確保グループ

TEL : 06-6944-8183

FAX : 06-6944-8227

E-mail : iryotaisaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp